

令和2年度 第1回東久留米市立図書館協議会 概要録

日時 2020年(令和2年)7月22日(水) 午前10時～午後0時

場所 東久留米市役所701会議室

出席 (以下敬称略)

図書館協議会委員:安形輝(委員長)、橋本裕美(副委員長)、若澤直樹、菅沼法子、
佐藤尚子、矢部晶代、高野慎太郎、下田大輔、山本久美子、酒井量基

市:佐藤図書館長

欠席 なし

傍聴者 なし

1. 開会

- ①委員の委嘱 ※ 安全対策として、委嘱書を机上配付にて実施。
- ②教育部長挨拶
- ③委員長の選出
- ④副委員長の選出
- ⑤委員・事務局の自己紹介

2. 報告事項

①令和元年度の利用実績等について

委員長:では議題2、報告事項に入ります。はじめに、令和元年利用実績を議題とします。

館長:資料1「令和元年度実績(暫定値)」をご覧ください。根拠となる社会教育のあらまし最新版が発行前につき、暫定値となります。令和元年度実績は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、3月2日より全館臨時休館としたことから、11か月分の数値となります。元年度利用実績は15,815人、前年度より微減です。16歳以上についても3,025人から2,816人と減じています。登録率は13.5%。15歳以下で20.1%です。また、貸し出し数も減少しています。

蔵書数に関連して、地区館には閉架書庫がなく、保管はほぼ中央図書館の地下書庫で管理しています。現在、閉架書架も満杯状態ですので、約47万冊で推移している状況です。ちなみに、中央図書館大規模改修工事に伴い、書架数は増やしておりますが、現状、書架に入りきらない資料を適正に保管する分もありますので、改修後も蔵書数は1万冊程度増やせるかもしれませんが、大きく増加させることは難しいと思っております。

なお、受け入れ点数に関してですが、新型コロナウイルスの関係で臨時休館中も、選定作業など行い、資料の受け入れは継続して行っております。

委員 長:コロナによる休館など、いろんな意味でイレギュラーな年ではありますが、この5年間を見ると、15歳以下の登録率がかなり下がっているように見えます。

館 長:様々な要素があると思いますので分析は難しいですが、一因として、決して活字離れしているのではなく、子どもたちの近くにタブレットやスマートフォンなどがあり、デジタルで見る・読む傾向もあるように思います。また、図書館の利用が多様化しており、中央図書館の学習室を使う子どもは多く見受けられます。登録者数、登録率は、1年間で1点以上貸出利用した利用者数ですので、本の貸出利用が実態として減少してきている一方、図書館利用自体は多様化しており決して減少傾向にあるとは言えず、子どもをとりまく環境変化、図書館の利用変化と感じています。

委員 員:学校図書館司書が全校に入ったのはいつでしたか？

館 長:5年程前(平成27年度)から全校配置されました。

委員 員:子どもたちの様子を見てみると、学校図書館で本を読んだり借りたりしているようなので、学校図書館の利用は進んでいるようにも思えます。子ども読書について、学校と図書館とを合わせた形で考えていけるとよいのではと思います。

委員 長:学校図書館の利用が進んでいるなどの変化はありますか。

委員 員:中学校の場合、学校図書館の利用をいかに増やすかについて、学校経営計画で掲げている中、あまり生徒たちが図書館に行っていないような感覚でおりましたが、学校図書館での昨年度の貸し出し点数を見て、思っていたより多くの貸し出しがなされているのだと感じました。利用する生徒にはそれ程の広がりを感じられないものの、本を借りている子は根強くいるようです。また、東部図書館が中学校の近くにあります。子どもたちには学校内の方が簡単に借りたり返したりできるようです。

委員 員:小学校では、本校では1週間に2冊借りられます。昔はカードで扱っていたので、どのくらい本を読んだか把握ができましたが、現在はバーコードなので具体数はわかりません。また、本の厚さやボリュームもわかりませんが、昨年、一か月間の読書調査をしたところ、1割弱の子たちが一か月間に1冊も読まなかったという結果でしたので、大部分の子どもたちは本を読んでいるように思います。

また、現在の社会状況から、今年は1週間に5冊まで借りられるようにしているほか、図書委員会を活用して、学校図書館の本は中休み、昼休みにも借りられるようにしています。本を読む場所も、図書館だけでなく校庭なども開放して、密にならないよう分散させて場所を提供しています。

委員 員:少子化の影響で母数が減少しているというのも、一因ではないでしょうか。

館 長:確かに、子ども全体の数も一因であるかもしれません。第三次東久留米市子ども読書活動推進計画の資料として、不読率を掲示していますが、小学6年生で1か月の間に全く本を読まない割合は22.5%。中学生3年生で32.5%、やや増えている傾向にあります。

ただし、不読率にはデジタル媒体は入っておらず、紙の本だけのカウントであり、ま

た、利用者数は本を借りた方の数なので、小学生の低学年ですと、本を借りずとも図書館で絵本などを読み終えて完結という例もあります。読み解くデータとしては難しいです。

委員 長:登録率の母数はいかがですか。

事務局:母数は東久留米市の人口です。約11万6千人になります。

委員 長:母数が人口ということなので、心配なのは、登録率が下がっているのが人口に対する少子化以外の要因があるのではないかということです。館長からもお話がありましたが、学習室の利用状況などを実績数値で示せるようにしないと、単に結果が下がっているというのとは違うように思います。コストがかかる調査で難しいところですが、閲覧席や学習室などの利用実績を数字として表れるような方策を探していただければと思います

委員 員:除籍点数について、平成30年度が大きいのは何か原因がありますか。

館 長:平成30年度の除籍数ですが、施設老朽化により地下書庫の保存状況が悪く、水が出てしまった経緯があり、過去に本が傷んでしまったということが原因にあげられます。

しばらく保管しておいたものの、貸出不能の本について平成30年度に一斉整理し、その機会に見直したことが結果として表れています。また、平成30年度に資料収集方針、選書基準をすべて整理しました。新たな基準に基づいた選書を行うにあたり、資料の整理も行いましたので両方の結果によります。

委員 員:水害で除籍された資料の中に、地域の重要な資料などがあつたようでしたら、データ化等はされますか？

館 長:電子化、データ化は課題ですが、地域資料は別室保管しておりますので、難を逃れています。また、地域資料は新たな運営では、図書館2階の閉架書庫で管理していくので、今以上に保存環境は向上すると思います。ICT 化等は今後の課題になると思います。

委員 員:今回の改修で水没対策は考えられていますか。

館 長:7月の教育委員会にリニューアルされる中央図書館のイメージ図と概要を掲載しています。ご参考にご一読ください。ご質問の件ですが、今回の改修により、水漏れの原因を改修し、止水材のコーティングや壁に湿気材を導入します。また、地下書庫には除湿器を工事設置しますので、環境は改善される見込みです。

委員 員:地下書庫の収容冊数はどのくらいですか？集密書庫ですか。

館 長:集密の電動書架です。市立図書館の蔵書数約47万冊のうち約27万冊を中央図書館で保管しています。そのうち、約半数を地下書庫で管理している状態です。

②令和2年度の事業計画について

委員 長:次に進みます。令和2年度の事業計画について説明をお願いします。

館長: 東久留米市第2次教育振興基本計画で定めているものです。大きく4つの柱があります。1つめの資料情報提供の充実と学習支援ですが、今年度は特に、中央図書館が大規模改修工事により長期休館となっているため、逆にこれを好機にとらえ、図書館が外に出ていく、図書館を知っていただき、新たな利用者を増やしていく機会として、アウトリーチ活動を行っていくことを一番の目標にしておりましたが、現在の新型コロナウイルスにより、アウトリーチ先自体が、安全対策のため利用制限していたり、各施設が新しい生活様式による運営を再開したばかりで、まだ他の事業を検討した調整することが難しい状況にあります。今後のコロナ状況をみながら、検討していきたいと考えています。また、先ほどお話ししたとおり、中央図書館の大規模改修工事を計画的に進めてまいる予定です。

2番目の地域資料、行政資料の収集・保存ですが、今後も市が担う分野でもあり、引き続き、地域資料、行政資料の収集・整理・保存に努めていくものであります。また、保存に適した環境整備にも努めてまいります。現在の休館期間を利用して、所蔵している地域資料の再整理も今年度行っていきたいと考えています。

また、今年度は市制施行50周年にあたりますので、これも新型コロナウイルスの状況にもよりますが、オーラルヒストリー事業「語ろう!東久留米」を、町から市への変遷などをテーマに行いたいと考えております。

3番目の子ども読書活動の推進については、第三次東久留米市子ども読書活動推進計画に基づき、子どもの読書活動を推進していきたいと考えております。特に、読書や図書館利用にハンディキャップのある子どもへの支援を充実させていきたいと考えております。

4番目の効率的で持続可能な図書館運営の推進では、令和3年度からの新たな図書館運営に向けて、今年度は次期指定管理者の選定を行ってまいります。

選定の経過については、現在、選定の最中のため、公平性の点からお話はできませんが、業務仕様書等の策定にあたっては、図書館協議会からもご指摘いただきました、市が担う役割や選書手法、有給水準の明確化など、ご意見を踏まえて策定していった次第です。

現在は事業者説明会も終わり、来週が応募書類の受付締切日となります。その後、1次審査、2次審査と9月中に行っていく予定です。今後も計画に沿って進めてまいります。この場では経過のみとさせていただきます。

合わせて、参考資料「新型コロナウイルス感染拡大防止のための市立図書館休館等対応について」をご覧ください。市では、東久留米市新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、公共施設の休館、再開等を決定しております。図書館の3月2日の臨時休館から、現在までの経過は記載のとおりです。中央図書館は大規模改修工事につき長期休館中ですが、地区館は6月3日からサービスを限定しながら利用再開しました。現在は、9時から19時まで通常通りの時間で開館し、入館制限も行っており

ません。閲覧席の利用、新聞・雑誌の閲覧はまだ再開しておりませんが、今後の社会状況を注視しながら、利用再開に向けて準備してまいりたいと考えております。

委員 長: コロナの対応が難しいところですが、市民の情報アクセスの場として、資料提供については感染拡大のリスクを少なくしながら、図書館として完全な貸し出し停止とせず、新聞・雑誌等についても提供できるよう、引き続き模索していただければと思います。完全にサービスが止まってしまう状況は避けるべきと考えます。

館 長: 完全な貸し出し停止は、極力、避けたいと思います。新聞雑誌は消毒が難しいため、これまで不可としていましたが、日本図書館協会や東京都でも図書館における安全対策について明示されました。また、新聞が唯一、社会情勢を知る手段とする方もいらっしゃるので、現下の感染拡大状況にもよりますが、安全対策を施したうえで、早期に新聞雑誌の閲覧も再開できるようにしていきたいと考えております。

委 員: 図書サービスの充実に関して、コロナの影響により現在、アウトリーチ等ができないということですが、例えば所沢市の図書館のように、コンビニでの受け取り等、予約本の受け取りだけでもサービスを展開できないのでしょうか。

館 長: 今回の休館期間中、緊急事態宣言以前は臨時窓口を開設し、安全対策のうえ、予約本貸し出し等のサービスを提供しました。コンビニの活用等は、ランニングコストも伴うため難しいところもありますが、今後もサービス提供のあり方を考えていきたいと思えます。

委 員: 地域資料・行政資料の収集、整理、保存に関して、オーラルヒストリー事業の記録冊子を保存するということですが、講演会の映像を YOUTUBE 等で配信するなど、費用面が生じないサービスはいかがでしょうか。

館 長: 語り手が市民ですので、肖像権や個人情報等の課題もあり研究が必要ですが、音声や映像で残すことができ、多くの方に提供できるメリットもあります。どんなことができるか、今後は、新しい生活様式に基づく図書館サービスを考えていかなければならないと思っています。

委 員 長: オーラルヒストリーについて、今の時代、必ずしも冊子にする必要もないと思えます。語り手の方に、事前に許諾を取り、また、リスクを説明し公開すれば、実施できるかと思えます。許諾を得られない場合や、広く公開することに懸念がある場合には、図書館内のみで映像を見られる等、是非とも検討していただければと思います。

委 員: オーラルヒストリーに関してですが、国立ハンセン病資料館では、ハンセン病当事者の体験談などを記録した映像が館内で見られたりします。ご参考まで紹介します。

委 員: 子どもの読書活動について、小中学校で図書館見学会などはカリキュラムに入っているのでしょうか。図書館の利用方法についてなどいかがですか。

館 長: 学校図書館運営指針を定めており、これに基づく学校訪問、職場体験、図書館見学をしています。また、学校図書館運営に向けた先生方からのご相談も受けています。

委 員: 授業の中に組み入れて行ってはいかがでしょうか。レファレンスの使い方等・論文の

書き方の学びにもなります。いずれ学習に跳ね返ってくるような勉強をさせても良いのではないかと思います。

委員：学校にもよりますが、総合的学習の時間で、近くの図書館に訪問しカードの作り方などを聞きながら学習するというのを取り入れていたりします。

委員長：指定管理者の選定に関しては、是非とも成功を祈っております。

3. 協議事項

①令和元年度図書館事業評価について

委員長：では、次第の3・協議事項です。(1) 令和元年度図書館事業評価について、図書館長よりお願いします。

館長：毎年度、図書館事業について評価を行っていただいております。図書館における非来館型サービスへの提案やハンディキャップサービスの課題についてご意見をいただきたいと思っております。

図書館では、通常の活字による読書が困難な方、図書館への来館が困難な方など、図書館の利用が困難な方のために様々なサービスを行っていますが、読書におけるユニバーサル化に向けて「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」の施行や、ICT を活用した環境整備が進んでいる中で、取り組みが十分とは言えない状況があります。令和2年2月に策定した「第三次東久留米市子ども読書活動推進計画」においても、読書や図書館利用にハンディキャップのある子どもたちへの取り組みに重点を置くこととしています。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止により市内の図書館全館が臨時休館となったことで、図書館の非来館型サービスについての検討も必要とされていますが、ある意味、今回の図書館臨時休館においては、すべての利用者が図書館利用に対するハンディキャップを持ったとも言えると思っております。

そのような視点からも、図書館に対して望むこと、また、図書館が想定していないニーズや対象者になども、ご意見いただければと思います。(令和元年度 東久留米市立図書館ハンディキャップサービスの実績及び自己評価(案)を説明)

委員長：読書バリアフリー法が施行され、国の基本的な計画も示された中で、それに基づく対応が求められる中、図書館としてのサービスを検討する必要があると思っておりますが、図書館の自己評価としては、まだ取り組みが充分とは言えないとのこと。また、第三次子ども読書活動推進計画では、読書や図書館利用にハンディキャップのある子どもたちへの取り組みを重点に置いているとのことでもあります。

来年度からは、4館全館に指定管理者制度を導入した後も、ハンディキャップサービスは市が直接担っていく事業であることから、様々な角度から評価やご意見をいただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

委員：ハンディキャップということ自体が難しいところもあり、例えば知的障害や発達障害

も、それは個性として扱われ、神経学的な多様性(ニューロジカル・ダイバーシティ)とも言われます。ハンディキャップというよりも多様性と捉えていますので、見方を変えれば、図書館の中にどういった多様性をつくっていくか、あり方の多様性や読書とのかかわり方の多様性という捉え方ができると思っています。その上で、図書館のサービスを拝見している中で、対応するサービスがないとか、不十分というようには受け止めていません。運用の中で、どのようなサービスがあるか周知の点と、実際、サービスを知らない方にどのようにアウトリーチを伸ばしていくかが1点です。もう一つは、東久留米市の図書館では、中高生が中心となって企画・編集している冊子の発行等、子どもが主体的に図書館にかかわる事業が以前からありますが、この事業を通じて、子どもたちが多様性をつくるプラットフォームになる気がしています。実際、私の学校の子どもたちも図書館に来館し、職業体験等でもお世話になる中で、実際に大判の本などを手に取り、彼らは「なるほど」と学び、それをどう活用すべきかと考えさせられたとのこと。

そうやって、子どもたちに考えてもらう、活用方法や多様性について考え学んでもらうというのは、教育的なアプローチかもしれませんが、未来のバリアフリーを支える人たちをつくるという大きな取り組みとして、東久留米の図書館だからこそできる可能性があるのではないかと思います。

委員: 対面朗読サービスは、現在は休止している状況ですか。例えば、ZOOM で行うのは難しいですか？

館長: 対面朗読サービスは、東部図書館、ひばりが丘図書館にある対面朗読室のスペースが狭く、一定時間、密接してしまうことから安全対策が難しく、現在は休止しています。サービスを受ける方、朗読する方が ZOOM を使う環境を整備できるか含め検討が必要ですが、他にも都立図書館ではインターホン越しにサービスを展開しているようです。対面朗読サービスを行う方法や、行えない場合の代替え対応も含め、私たちも検討中です。

委員: お話会も、映像等になると出版会社側の著作権のこともありますが、少しでも発信してあげられると良いのではと思います。ウェブからの予約制で本は借りられますが、どの本がお勧めか、どれを借りたら良いかわからない方もいるのではと思います。それにむけた情報を提供する方法を、申込制で取りに来てもらうとか、この分では長期化しそうなので、全面的には難しくとも、何か試行的に出来ると良いのではと思います。

館長: ハンディキャップサービスにもつながりますが、現状において、おはなし会もできない、子ども読書応援団の例会もできないといった状況が続く中で、図書館としてのおすすめ本の紹介なども、あまりできていない現状があります。例えば、応援団の皆さんにおすすめ本の紹介を情報発信するとか、小さなことからでも、この状況がまだ長期的になることを見据えて、図書館がどのように情報提供していくか考えてい

きたいと思います。皆様からも、アイデアやご意見を賜ればと思っております。

委員 長:今は、ICT 化によってサピ工等を利用されている方も多しいと思います。図書館に来館しなくてもサピ工等を利用した方が、新しい資料も豊富です。まずは、ハンディキャップサービスの当事者の方々のニーズや実績、読書行動を把握されるのが先決ではないかと思ひます。

館 長:実際、私たちも、ご意見を把握しているのは、図書館でハンディキャップサービスご利用いただいている方からがほとんどです。ご自身で図書館を介さず、サピ工等を利用して自分で資料を読んでいる方、探せている方なども地域には多数いらっしゃると思ひます。難しいかもしれませんが、そのような、普段、直接図書館のサービスを利用しない方の声や動向も伺うことができれば、そのための方法等が課題であると思ひています。

委員:今、委員がおっしゃったようにニーズの多様化があり、視覚障害の方がどう本を読んでいるかという YOUTUBE で音読している実態があります。取り扱う本は著作権フリーのもので行っています。

また、インターネットで検索していると、たどりついたコンテンツで、地域の図書館職員が、実は YOUTUBE でサービスを行っていた、ハンディキャップへの理解を示す取り組みをしてくれていると、見つけた利用者の感動は大きい。来館サービスだけでなく非来館型サービスとしての取り組みを、1つ2つでも出していくのも良いのではないかと思ひました。

委員:ハンディキャップサービスもいろいろ状況があるかと思ひますが、色によって文字が認識できない方などもいます。それらを理解し、サービス拡充していくには、ノウハウ、コスト、人材が必要になるため、近隣市との連携も考えた方が良いのではないかと思ひます。同じ資料を各市が重複して持つよりも、複数の市で連携し、資料数を増やす等、効率的に進めていただければと思ひます。

館 長:多摩六都(近隣市)で連携・協議し、実務面でも相互貸借など行っていますが、今後、資料のデジタル化など様々な課題を共有して考えていくことも模索していけたらと思ひます。

委員:市内外国人の利用者はどれくらいですか。

館 長:利用者の人数把握は困難ですが、日本語を母語としない方・日本語に不自由な方へのサービス充実を課題に思ひしております。例年、開催している事業で「ストーリーフェスタ」という、数か国語で本を読むイベントがあります。イベント自体は毎回、多数の方がいらっしゃるのですが、その後のサービス発展のところで、もう一歩踏み込めていないと自己評価しております。ご意見いただけたらと思ひます。

事務局:図書館利用者の中で、日本語を母語としていない方の把握はしていませんが、市内にどのような国の方がいらっしゃるかを把握したうえで、多言語資料として買う優先順位を上げています。現在は、英語、韓国語、中国語の3言語を中心に、子供向け

の本から特に優先して買っております。資料として提供していく上で、そのような人数は参考にしております。

委員 長: 国の基本計画が示されたところですが、それを子ども読書活動推進計画等、市の計画にあてはめていくのは、主体は図書館でよろしいのでしょうか。

館 長: 大きな計画として、本市の第2次教育振興基本計画は策定されて間もないですが、年度ごとに事業計画を立てたり、中間地点等で計画のローリングを図るような機会があるようならば、その機会に検討していくことになります。読書バリアフリー法に関して申し上げますと、図書館のハンディキャップサービスは、内部的な要領に基づいて利用案内などをお示ししていますが、これを内部的でなく実施要綱に押し上げて、規定を設けなければならないと思っております。今回の事業評価やご意見をはじめとして、そういった整備に発展していければと思っております。

委員 長: ぜひとも進めていただければと思います。

館 長: ご意見を評価案としてまとめ、次回の協議会で確認したいと思っております。資料は次回までに事前に配布したいと思っております。

②令和3年度からの新たな図書館運営に向けた準備について

(1) 図書館職員育成方針の策定について

委員 長: 次の議題に移ります。令和3年度からの新たな図書館運営に向けた準備について、(1) 図書館職員育成方針について図書館長よりご説明をお願いします。

館 長: 資料5をご覧ください。今後の東久留米市立図書館の運営方針では、市立図書館としての蔵書・選書の維持継承や、今後の図書館運営を安定したものとするために、市職員の育成方針を明らかにするとしております。方針は協議会委員のご意見も伺いながら策定していきたいと考えております。次回において、一定の骨子、素案をご報告したいと思っておりますが、まずは、率直なご意見をいただく場としたいと思います。新たな図書館運営では、図書館4館を一体的に運営する指定管理者を導入するものですが、その後も、目指す図書館像の実現に向け、図書館施策の立案・実施などの図書館行政、地域資料・行政資料、ハンディキャップサービスは市が直接担うと決定しております。また、選書の最終確認と決定は市が担っていきます。

また、指定管理者のモニタリング等監理を行うにあたって、市の職員の知識・技術の育成は必須です。前回、カウンター記録を共有し OJT を進めていく等のご意見をいただきましたが、まずは本日、皆様からご意見をいただき、素案策定の素材にしようと考えております。

委員 長: 公立図書館として、まちづくりの視点を持ち、地域の課題を話し合う、それに基づく選書をして地域に啓発するなど、地域の課題を解決する視点も必要であると考えます。そのようなことへの理解や能力育成を大事にさせていただきたいと思っております。また、窓口において職員への暴言や高圧的に接する方が増えています。その点で、

ストレスコーピングやアンガーマネジメントなど、ある意味、職員の方を守るような視点も方針に盛り込んでいただければと思います。

委員 長：育成方針の素案をお示しいただくにあたり、指定管理者制度の中で、市の職員が「できること、できないこと」を理解しておかないと、法規に反することなどは意見できないので、合わせてご教示いただければと思います。市の役割を担う職員を育成するにあたり、今までは現場での OJT、窓口での対面サービスや除籍、選書実務を経験する中で培われたものを、実務を担当しない中でどのように身に付けていくかというのが難しい点だと思えます。指定管理者の職員と、新たに任命される市の職員が、そこで共に働くことが許される環境となるのか、その点が育成に向けても重要になるのではないかと思いますので、素案とともに、教えていただけるとありがたいです。

館長：市の他部署でも指定管理者制度を導入している公共施設は多々ありますが、指定管理者制度は、市と指定管理者で締結した基本協定、業務仕様書に基づいた中で、管理運営を「委任」する制度となります。言わば、公の施設の管理運営を包括的に委ねる代行者ということになります。ただし、委任している立場だからと、市の職員が事業者に直接的な業務指示を行うと、偽装請負になりかねません。職員は役割分担を明確に認識のうえ、職員自身が理解しておく必要があると考えています。そういった意味でも、今一度、市と指定管理者の役割を明確にし、素案の際にお示しいたしたいと思えます。

委員 長：私自身、図書館のあり方が変わりつつあると実感しています。また、情報技術が進歩している時代ですので、是非とも、職員が図書館をとりまく環境の変化に応じ、自ら学び続けられるような人物を育てていけるような方針になればと思います。では、次回またご意見いただければと思います。

(2)選書の評価について

委員 長：続いて、(2)選書の評価について議題とします。

館長：全館への指定管理者導入にあたり、運営方針に基づいた具体的な選書の手法も課題でした。昨年度、協議会のご意見も踏まえ、最終的に選書実務については、各館において一次選定を行い、市と指定管理者により二次選定会議を行います。協議会でもご意見いただきましたが、この場で一次選定理由の説明のほか、一次選定にない資料を追加するなどの議論も行います。その後、選書の最終確認と決定は市で行う手法としましたが、結果的に現在と大きく変わらない手法となります。除籍についても現在と大きく変わりません。

この手法により選書した結果について、運営方針では外部委員会により評価するとしていますが、外部評価の在り方をどうすべきかが課題です。まず、図書館法に則った館長の諮問機関として図書館協議会を設置しています。また、資料収集方針や基

準は図書館協議会にもお諮りして定めていますので、その結果である選書実績も評価いただくのも一つの方法と考えます。

一方で、評価いただく事項が増えることは、協議会委員の皆様のご負担も増えてくる点や、収集方針の議論と実績評価は別の視点、別機関にするというのも一つだと考えます。

内部では、図書館協議会の内部委員会として、評価部会を構成するという意見もありました。協議会の皆様のご意見をいただければと思います。

委員 長:まず、評価の方法ですが、個人的には、「この本を選ぶ・選ばない」をあまり細かくやるよりは、図書館の蔵書について「一本一本の木を見るのではなく、この森はちゃんとしているか」というような、全体を見るという評価が大切かと思います。

また、館長の諮問機関として本協議会があり、評価のために別の機関を作ることで、新たなコストが生じるのは勿体無いので、基本は協議会でモニタリングできればと考えます。いかがでしょうか。

委員 長:他に、今どうしてもというご意見がなければ、本協議会で選書実績を評価するという事で素案を作成いただき、次回の協議会で、またご報告お願いしたいと思いません。

[※本件について、協議会後にいただいたご意見を追記します。]

委員 員:委員長のご意見に賛同いたします。以前と大きくは変わらない選定過程とのことですので、そこにさらに外部評価を加える必要性は低いと感じました。

もし、市の職員と指定管理者との間で意見が割れるような実績があった場合には、第三者として、図書館協議会で評価するという事は考えられるかと思えます。

4. その他

①各委員からの提案について

委員 長:次第4・その他、①各委員からの提案について、図書館長よりお願いします。

館 長:図書館協議会は館長の諮問機関である一方、協議会委員から図書館長に意見する場でもございます。各委員より協議会で協議すべきとお考えの事項がある場合、ご提案いただけたらと思います。

委員 長:では、協議会に取り上げていただきたい議題がありましたら、まずは次回までに事務局にご連絡ください。

それでは、次回は10月28日の午前中を第一候補日として、不都合が出た際は、事務局でいくつか候補日を定めてご案内いただければと思います。また、第3回も1月27日で仮決定とさせていただきたいと思えます。本日は以上とします。